

新高島駅地下 1 階展示場及び隣接道路区域

運営事業者 公募要項

令和 6 年 8 月

横浜市

目 次

1	公募の概要	1
2	本事業のアウトカム	4
3	本事業実施にあたっての条件	4
4	公募及び選考に関する事項	8
5	選考後の手続	13
6	その他	13

※本公募要項とあわせて必ず次の書類を確認してください。

- ・新高島駅地下1階展示場及び隣接道路区域運営事業者公募要項 資料・参考ウェブサイト等一覧
施設図面や周辺地域の開発状況等を掲載しています。
- ・新高島駅地下1階展示場及び隣接道路区域運営事業者公募要項 様式集
登録や応募等に必要な様式をまとめています。

1 公募の概要

(1) 趣旨

横浜市では、平成 16 年（2004 年）から、文化芸術の持つ創造性をまちづくりに生かし、都市の新しい価値や魅力を生み出す「文化芸術創造都市施策」を進めており、歴史的建造物や公共空間等を、創造的な活動を発信する場、「創造界限拠点（※）」として活用しています。

新高島駅地下 1 階展示場及び隣接道路区域（以下、「本施設」とする。）は、平成 30 年（2018 年）から「創造界限拠点」の一つ「BankART Station」として実験的な運用を開始し、主にアーティストの創作・滞在・発表の場となるオルタナティブスペースとして、都市の個性を発信してきました。

また、横浜で活動するアーティスト・クリエイターや企業・運営事業者・市民等と連携したまちの賑わいづくりに寄与する事業を展開するとともに、アジアを中心とした国際交流や現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」との連携などにより、創造都市横浜に対する国際的な注目度の向上に寄与してきました。

これらの様々な創造的取組により、周辺にはアーティストやクリエイターのネットワークが形成され、活動の場を求めて若手人材が市内外から集まる循環が生まれました。さらに、集積した人材・企業による活動は、今や都心臨海部だけでなく、市内の様々な地域に及び、文化芸術以外の多様な領域にも広がって展開されるようになってきました。こうした創造的取組の広がりに加えて、令和 5 年（2023 年）からは、日本で初めて世界水準の国際アートフェアが横浜で開催されるなど、横浜のアートシーンに新たな展開が生まれています。

このように、横浜市では都心臨海部での取組を中心に、2004 年から創造都市施策に取り組み、今年で 20 周年となりました。今年度からは、これら都心臨海部で培った創造性を生かしたまちづくりのノウハウを生かし、郊外部においても地域コミュニティの活性化につながる取組も進めています。

以上の背景を踏まえ、本施設は、駅の中の大空間を主たる拠点として、先進的な現代アートを展開・発信し、そこに人が集い、賑わいにつながるとともに、国内外のアート関係者や周辺企業の人材などが交流する開かれた場となることによって、横浜の国際的なプレゼンスの向上の一端を担うことを目指していきたいと考えています。

そこで、本施設を活用する運営事業者を幅広く公募します。

※【参考】創造界限拠点一覧

施設名等	内容
BankART1929（文化芸術創造発信拠点）	地域活性化や新たな賑わいづくりにつなげることを目的に、BankART KAIKO（北仲）、BankART Station（新高島駅地下）を活用した、主にアーティストの創作・滞在・発表の場となるオルタナティブスペース
旧第一銀行横浜支店	昭和 4 年に創建、平成 15 年に一部曳家・復元された横浜市認定歴史的建造物。平成 16 年の活用開始から、都心臨海部の文化・芸術・観光の拠点として、都市の個性を発信。
象の鼻テラス	開港 150 周年事業として象の鼻パークとともに整備された、①無料休憩施設、②文化観光交流拠点、としての機能を併せ持つ拠点。カフェも併設され、様々なアートプログラムを実施。
初黄・日ノ出町地区（地域再生まちづくり事業）	かつて違法な特殊飲食店街であった初黄・日ノ出町地区は、地元、警察、行政が一体となり、環境浄化に向けたまちづくりを進め、アートを生かした地域活性化に取り組んでいる。

急な坂スタジオ（旧老松会館）	旧市営結婚式場を活用した舞台芸術等の練習・創作・交流の拠点。稽古場のほか、アーティストへの支援・育成を行っており、世界的に活躍するアーティストや岸田戯曲賞受賞者を輩出。
THE BAYS（旧関東財務局横浜財務事務所）	昭和3年創建の市指定有形文化財を活用し、創造的な産業や活動の推進、賑わい創出・エリア価値向上を目的に、“スポーツ×クリエイティブ”をテーマとしたカフェやショップ、シェアオフィス等を展開。

各創造界限拠点の詳細については、横浜市 Web サイトをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/sozotoshi/sozotoshi/kyoten/kyoten.html>

（2）対象施設

新高島駅地下1階展示場及び隣接道路区域

※アウトカムの達成のために別拠点を設けることも可能です。

（3）事業期間

令和7（2025）年4月1日から令和12（2030）年3月31日の5年間とします。

ただし、5年目にあたる令和11（2029）年度に事業評価等を行い、横浜市と選考された運営事業者（以下「運営事業者」という。）が延長について双方合意を得た場合は、令和14（2032）年3月31日まで延長できるものとします。

なお、運営開始時期は、運営事業者と横浜市が協議して決定することとします。

（4）本施設活用のしくみ

運営事業者は、新高島駅地下1階展示場及び隣接道路区域で事業を実施します。

新高島駅地下1階展示場は、運営事業者が所有者である横浜高速鉄道株式会社と定期建物賃貸借契約を締結します。なお、必要に応じ、原則として運営事業者が改修等を行います。

また、隣接道路区域は、運営事業者が所有者である横浜市へ許認可申請等を行う必要があります。

【参考】横浜市と横浜高速鉄道株式会社との連携協定について

横浜市と横浜高速鉄道株式会社は、本施設を創造界限拠点として活用することについて、連携協定を締結しています。なお、本施設を整備・運営する事業者は横浜市が決定することとしています。

（5）選考方式

公募型プロポーザル方式による提案選考を実施します。

詳細は「4 公募及び選考に関する事項」を確認してください。

（6）本施設の概要

所在地	横浜市西区みなとみらい5丁目1番地先（みなとみらい線新高島駅構内）
都市計画等による制限	用途地域：商業地域（800%/80%）、防火地域 建築基準法上の主用途：A区域「展示室」、B区域「展示室用倉庫」 ※ その他、都市計画による制限内容、建築基準法道路種別、路線価などは、「横浜市行政地図情報提供システム」で確認してください。 <URL> https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal

施設概要	<p>築年月：平成16年1月 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（建物：地上1階、地下5階建て）</p> <p>(1) 展示場区域 対象面積：約998㎡（A区域 約605㎡、B区域 約393㎡）</p> <p>(2) 道路区域 対象面積：約532㎡（C区域）</p> <p>※ A区域及びB区域については、公表資料3「みなとみらい線新高島駅地下1階展示場 図面集」平面図参照</p>
所有者	<p>(1) 展示場区域 横浜高速鉄道株式会社</p> <p>(2) 道路区域 横浜市</p>
賃貸条件	<p>(1) 展示場区域 賃料（税抜）：465,000円／月（展示場区域のみ）</p> <p>(2) 道路区域 道路占用料は<u>全額減免とする方針</u>ですが、運営事業者が実施する事業内容を踏まえ、横浜市の関係部署と協議の上、最終的に決定します。</p>

2 本事業のアウトカム

駅の中の大空間を主たる拠点として、先進的な現代アートを展開・発信し、そこに人が集いにぎわいにつながるとともに、国内外のアート関係者や周辺企業の人材などが交流する開かれた場となることによって、横浜の国際的なプレゼンスの向上の一端を担うことを目指します。

具体的なアウトカムは、次の4点です。

(1) 日本を代表する先進的な現代アートの拠点としての横浜のプレゼンスの向上に寄与している

横浜トリエンナーレや国際的なアートフェア等との連携など、日本を代表する先進的な現代アートの拠点として展示や創作活動等の質の高いプロジェクトを実施することで、横浜の国際的なプレゼンス向上の一端を担い、国内外からの誘客やアートイベントの誘致に寄与している。

また、他の創造界隈拠点との連携や役割分担について考慮し、横浜市の創造都市を推進している。

(2) 創造性が刺激されるまちづくりに寄与している

駅の中の倉庫を改修した展示場スペースと通路（道路区域）という大空間を最大限に活用しつつ、地下展示場に留まることなく、みなとみらい 21 地区を中心とした都心臨海部を舞台にサイト・スペシフィックな事業を展開し、多様で個性的なクリエイティブ活動に触れることができる環境を作り出すことで、創造性が刺激されるまちづくりに寄与している。

(3) 新たなものや価値が生まれ、発信される実験場となっている

みなとみらい 21 地区をはじめとした周辺企業と連携を進め、国内外のアート関係者や周辺企業の人材などをはじめ、誰もが気軽に訪れられる開かれた場とすることで、現代アートと他分野の掛け合わせで新たなものや価値が生まれ、発信される実験場になっている。

(4) 自律的な運営による持続可能な拠点となっている

施設への入りやすさを意識した開かれた空間構成とする工夫をし、来場者の増加や認知度の向上を図る。また、拠点を支える関係者との連携・協力や、収入源の多角化に取り組み、自律的な運営を実現することで、国内外のモデルとなるような持続可能なアート拠点となっている。

3 本事業実施にあたっての条件

(1) 運営・管理にかかる条件

ア 名称

本施設の正式名称は「新高島駅地下1階展示場及び隣接道路区域」ですが、通称として使用する名称については運営事業者と横浜市が協議して決定します。決定した名称については、本事業終了後も横浜市が継続して使用する場合があります。

イ 休館日及び開館時間

休館日：横浜市と協議の上、定期的な休館日を設けることができます。また、設備の保守点検などを考慮して、臨時に休館日を設けることも可能です。

開館時間：駅の開館時間（5:00～24:30）の範囲内で、運営事業者と横浜市、横浜高速鉄道株式会社が協議して決定します。

ウ 経費及び収入

運営事業者は、横浜市から交付される補助金に、スペースの提供などに伴う利用料金収入、助成金・協賛金、事業収入、その他の収入を加えた財源で、事業実施に必要な経費を賄い業務を行うものとします。

なお、自主財源確保のための事業は、その内容が本事業の趣旨に沿ったものであり、業務の主体性及び公共性・公益性を損なわないことが求められます。

著しく公共性・公益性を欠く場合には、実施を認めない場合があります。

(ア) 支出

本事業を実施していくうえで必要な支出には、人件費、賃料、改修費、水光熱費、施設管理費、修繕費、備品費、消耗品費、通信費、交通費、企画費、広報・発信費などが考えられます。

(イ) 収入の使途

後掲する横浜市からの補助金を含め、本事業において事業期間中に得られた収入は、本事業のアウトカムの達成に必要な経費にのみ充てることができるものとし、事業期間終了時に運営事業者の収益とすることはできません。したがって、事業期間終了時の清算の結果、収益が生じた場合は、横浜市に返還するものとします。

(ウ) 管理・報告

収入や支出は、本事業実施のための専用の口座を設け、独立した会計として管理・報告してください。その際には、帳簿などを整備し、本事業を実施していくうえで生じたすべての収入と支出を記載してください。

報告に際しては、事業に要した人件費や賃料、水光熱費など使途を明確に区分してください。次年度への繰越金が生じた場合も収支決算書の中で報告するものとします。また、収入と支出を対応して記載し、どのような収入がどのような支出に充てられたかを明確にしてください。

横浜市は、定期的な報告以外にも、必要に応じて報告、追加の資料提出や説明を求める場合がありますので、証憑書類などは保存・管理してください。

エ 横浜市からの支援

横浜市は、運営事業者が事業を円滑に行えるよう、以下の支援を行います。

(ア) 補助金の交付

ショップなどの収益事業を除く本事業のアウトカムの達成に必要な経費にのみ充てることを前提に、横浜市から補助金を交付します。提案書の作成にあたっては、年間4,000万円程度を目安として補助金額を見込んでください。

ただし、補助金額については、毎年度、横浜市会の議決により決定され、予算編成の状況により減額する可能性があります。その場合、運営事業者は横浜市と協議のうえ、事業計画を見直すことができます。

補助金は、横浜市の会計年度ごと（毎年4月～翌年3月）に運営事業者が横浜市に交付申請を行い、それを基に横浜市が運営事業者に交付するものとします。

(イ) 道路占用料の全額減免

C区域における道路占用料については、全額減免とする方針ですが、運営事業者が実施する事業内容を踏まえ、横浜市の関係部署と協議の上、最終的に決定します。

(ウ) 実施事業への助言及び提言

運営事業者が実施する事業の企画及び運営に対して、本施設に係る付属機関の委員等の意見を踏まえながら、助言及び提言を行います。

(エ) 実施事業に関する行政手続・広報等への支援

運営事業者が実施する事業の企画及び拠点（本事業のアウトカムの達成のために別途拠点を設ける場合においてはその拠点の設置を含む）の運営に対して、許可申請など必要な行政手続への支援や横浜市が保有する媒体での広報支援、関連する施設やイベント等との連携支援などを行います。

オ 委託の実施・拠点の貸付

本事業にかかる業務の一部を委託する場合は、その内容が本事業の趣旨に沿ったものであり、業務の主体性及び公共性・公益性を損なわない範囲で可能です。委託する場合には業務の内容及び範囲について横浜市と協議のうえ、決定します。

また、本事業の運営事業者が行うべき業務の一部を、貸付又は転貸によって他の運営事業者に

担わせることは原則できません。

なお、利用料金を徴収し、スペースの提供を行うことは可能です。

(2) 施設にかかる条件

ア 施設計画

- (ア) 地下1階展示場は、横浜高速鉄道株式会社が所有・管理しています。運営事業者はA区域及びB区域について、横浜高速鉄道株式会社と定期建物賃貸借契約を締結します。
- (イ) 本施設を含む当該駅舎については0:30(終電後)から5:00まで閉鎖されます。
- (ウ) 事業に活用できる範囲は、公表資料3「みなとみらい線新高島駅地下1階展示場 図面集」平面図のうち、約1,137㎡(A区域:605㎡、C区域:532㎡)とし、約393㎡(B区域)は、バックヤード(展示室用倉庫)としてのみ活用可能です。
- (エ) A区域において、市民が気軽に訪れることのできるスペースとして、ショップや休憩スペースを設ける場合は、その営業時間、スペースの構成、改修内容などについても併せて提案してください。ただし、改修に伴う費用は運営事業者が負担することとします。
また、提案内容によっては、関係法令に基づく規制・指導等により、実施ができない可能性があります。その場合、運営事業者は横浜市と協議のうえ、事業計画を見直すことができます。
- (オ) 展示物を設置する際には、横浜市火災予防条例第63条に準ずる主要避難通路(幅1.6m)及び補助避難通路(幅1.2m)を設け、避難口まで避難経路を確保してください。
- (カ) A区域及びB区域について、区域内に新たな室を設けるなど著しい間仕切りの変更は原則認められません。ただし、横浜市及び関係機関へ必要な手続きを行い、変更を認められた場合はこの限りではありません。
- (キ) A区域には、3名程度のスタッフが常駐し、適切に管理・運営を行うこととします。
- (ク) C区域は道路法の道路区域ですので、運営事業者から横浜市へ道路占用許可申請を提出し、占用許可を得る必要があります。
- (ケ) 各種許可申請による許可及び横浜市の関係部署と合意を得ることができた場合は、C区域での営業行為(収益事業)の実施が可能となる場合があります。
- (コ) C区域における改修工事については、工事区分表におけるC工事の範囲内とします。なお、C区域には使用できる電気設備はありませんので、必要な場合は横浜市と協議のうえ、設置工事を行ってください。
- (サ) 活用範囲には空調設備はありません。必要な場合は横浜市、横浜高速鉄道株式会社と協議のうえ、設置工事を行ってください。
- (シ) 地下1階展示場の活用にあたっては、所有者である横浜高速鉄道株式会社の指示に従い、管理・運営を行うものとします。

イ 改修にあたっての条件

- (ア) 事業期間終了後の運営事業者の負担による原状回復を原則として、改修等が可能です。ただし原状回復にあたっては、横浜市及び横浜高速鉄道株式会社が現状のまま返還することを承認する場合があります。
- (イ) A区域とB区域の間仕切り壁は居室(展示室)と非居室(倉庫)になるので、固定のものとし、上部は排煙のため塞ぐことはできません。
- (ウ) 運営事業者は、道路法第24条の申請が許可された場合、C区域に設置されているパーテーションの一部を改修又は撤去することができます。
- (エ) 運営上必要な改修を行う場合は、原則として運営事業者の費用により行う範囲のものとし、

(オ) 運営上必要な各種許可申請（営業許可等）は運営事業者の費用負担により、運営事業者が行うこととし、許可申請の不備等により損害が生じた場合には、運営事業者が負担することとします。

ウ 法令上の制約

(ア) 建築基準法上の現在の用途は、A区域は「展示室」、B区域は「展示室用倉庫」になります。
(イ) 施設の改修及び運営にあたっては、(ア)に記載する用途の範囲内とし、建築基準法、建築基準条例、消防法、福祉のまちづくり条例等の関係法令を遵守してください。

(3) 事業実施上の留意事項

ア 法令の遵守

法令及び公序良俗に反する事業を行わないこととします。

イ 横浜市の事業及びモニタリング等への協力

(ア) 横浜市の事業への協力

運営事業者は、横浜市の事業や視察受入、広報に可能な限り協力します。また、災害時の対応や感染症対策、環境への取組など、横浜市全体として取り組む事項にも協力します。

(イ) モニタリング等への協力

運営事業者は、単年度の運営状況だけではなく事業期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書等を作成の上、横浜市と定例報告及びミーティングを行います。なお、事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書等の内容については、協定等において定めるものとします。

また、本施設の運営状況について、モニタリングを実施します。運営事業者は原則年間1回、本施設に係る附属機関の会議に出席し、事業説明、質疑応答などに協力します。本施設に係る附属機関の意見に基づき、横浜市と協議の上、その内容に沿った対応をお願いすることがあります。

モニタリングの結果、本施設の目的を果たすことが著しく困難であると横浜市が判断した場合、事業の継続を停止させることがあります。

4 公募及び選考に関する事項

(1) スケジュール (予定)

公募要項の配布開始	令和6 (2024) 年8月1日 (木)
施設見学	8月19日 (月) ※
公募要項に関する質問受付	8月26日 (月) ~29日 (木)
質問回答日	9月5日 (木)
登録申込期限	9月30日 (月) (17時必着)
応募書類の受付期限	10月10日 (木) (17時必着)
選考 (プレゼンテーション・ヒアリング)	10月下旬
選考結果の通知・公表	11月中旬
協定・契約などの事務手続き	選考結果通知後～
事業開始	令和7 (2025) 年4月～

※ 「4 (3) イ 施設見学」のとおり事前申込が必要です。

(2) 応募条件等について

ア 応募者の資格

次の各号に掲げる条件をすべて備える者としてします。

- (ア) 株式会社、公益法人や特定非営利活動法人など法人格を有すること。
- (イ) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- (ウ) 会社更生法 (平成14年法律第154号)・民事再生法 (平成11年法律第225号) による更生・再生手続中でないこと。
- (エ) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。
- (オ) 選考委員 (4 (4) エ) が、応募者の経営又は運営に直接関与していないこと。
- (カ) 横浜市暴力団排除条例 (平成23年12月横浜市条例第51号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (キ) 神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと (仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済であること)。
- (ケ) 宗教又は政治を主たる活動としていないこと。
- (コ) 複数の事業者によるグループで応募する場合は、代表となる事業者を協定書などにより定めてください。ただし、上記の要件を満たさない事業者が含まれるグループの応募や、同一の事業者が複数のグループに属して応募することはできないものとします。

イ 公募要項の承諾

応募者は、書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- (ア) 公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 禁止事項

(ア) 選考委員（４（４）エ）、横浜市職員及び本件関係者に対して、本件応募について有利な情報を得ようとするなど、意図的に直接・間接問わず接触することを禁止します。

(イ) 応募は、一事業者（グループ）につき、一案とします。複数の応募はできません。

オ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選考委員会が求めた場合はこの限りではありません。

カ 提出書類の取扱い

提出書類は理由を問わず返却しません。

キ 提出書類の開示

提出書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、請求者に対して開示されることがあります。

ク 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

ケ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜高速鉄道株式会社及び設計者に帰属し、提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、横浜市は、審査結果の公表等に必要な場合は、提出書類を無償で使用できるものとし、応募者は提案にあたり、あらかじめ了承するものとします。

(3) 公募の手続き

４（１）で示したスケジュールについては、全て公募要項公表段階での予定であり、今後予告なく変更する可能性があります。変更した場合は横浜市ウェブサイト上で速やかに公表し、必要に応じて応募者に通知します。

また、応募には事前登録が必要ですので、本項「オ 登録申込」を必ず確認してください。

ア 公募要項等の配布

公募要項等は横浜市ウェブサイトからダウンロードしてください。ダウンロードができない場合等は巻末の問合せ先まで御相談ください。

<URL>

https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/sozotoshi/sozotoshi/kyoten/sintakasima_kobo.html

イ 施設見学

(ア) 申込方法

施設見학을希望される方は、(イ)に記載する締切日までに、「施設見学申込書（様式A）」に記載の上、巻末の問合せ先に電子メールでお申し込みください。参加人数は1事業者につき5名までとします。

2日以内（土・日・祝日を除く）に横浜市より受領確認の電子メールが届かない場合は再送してください。なお、見学時には質問を受け付けません。

(イ) 見学実施日

令和6（2024）年8月19日（月）<申込締切日：8月12日（月）17時必着>

(ウ) 留意事項

・見学の時間は1時間程度、開始時刻は申込後に調整します。

- ・見学は他事業者と同時に実施する場合があります。
- ・本施設は他事業の会場として利用期間中のため、備品等が設置されています。エリアによっては立ち入りができない場合もあるため、あらかじめ御了承ください。

ウ 公募要項に関する質問受付

受付期間：令和6（2024）年8月26日（月）～29日（木）17時必着

受付方法：「質問書（様式B）」に記入の上、電子メールにて巻末の問合せ先に送付してください。2日以内（土・日・祝日を除く）に横浜市より受領確認の電子メールが届かない場合は再送してください。

エ 公募要項に関する質問回答

ウにより受領した質問及び回答を横浜市ウェブサイトで公表します。

公表予定日：令和6（2024）年9月5日（木）

オ 登録申込

（ア）登録手続き

「新高島駅地下1階展示場及び隣接道路区域公募要項 様式集（以下「様式集」という。）」に記載のとおり、登録書類を提出してください。グループで登録する場合は、全ての事業者等の書類を提出してください。

- ・登録期限：令和6（2024）年9月30日（月）17時必着

- ・登録方法：持参又は郵送（登録期限必着）

郵送の場合は、発送の記録が残るようにしてください。

また、発送した旨を電話で連絡してください。

持参の場合は、事前に持参日を電話で連絡したうえで、巻末の問合せ先に提出してください。

（受付時間：平日9時～12時、13時～17時）

（イ）登録者の変更

グループの場合、代表事業者も含め、グループを構成する事業者等の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ないと判断した場合、変更を認めることがあります。

（ウ）登録完了通知

登録申込者は資格審査を経て登録されます。結果については、速やかに市担当者より登録申込者（グループの場合は代表事業者）に通知します。

（エ）登録の取下げ

登録を取り下げるときは、巻末の問合せ先に連絡の上、「取下届」を提出してください。

様式は横浜市より送付します。

カ 応募書類の受付

（ア）応募手続き

様式集に記載のとおり、応募書類を提出してください。各様式にある注意書きを確認の上、様式集に規定の用紙サイズ、印刷方法、枚数以内で提出してください。

- ・受付期限：令和6（2024）年10月10日（木）17時

- ・提出方法：持参又は郵送（受付期限必着）

郵送の場合は、発送の記録が残るようにしてください。

また、発送した旨を電話で連絡してください。

持参の場合は、事前に持参日を電話で連絡したうえで、巻末の問合せ先に提出してください。

(受付時間：平日9時～12時、13時～17時)

(イ) 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。応募を辞退する場合は、巻末の問合せ先に連絡の上、「辞退届」を提出してください。様式は横浜市より送付します。

(4) 選考手続

ア 選考方法

運営事業者の選考は、選考委員会（「横浜市創造界限形成推進委員会」設置の「新高島駅地下1階倉庫及び隣接道路区域運営団体選考分科会」）が行います。選考委員会は、応募書類及びプレゼンテーション・ヒアリングをもとに審査を行い、運営事業者を選考します。

イ プレゼンテーション・ヒアリング（一部公開）

応募者が選考委員会において、提案事項についてのプレゼンテーションを行い、その後、選考委員から応募者にヒアリングをします。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングに出席できるのは応募者の代表者を含め応募者に所属する職員合わせて3人までとします。

プレゼンテーション・ヒアリングは公開としますが、公正を期すため、応募者及びその関係者は他の応募者のプレゼンテーション・ヒアリングを傍聴することはできません。また、選考委員が選考にかかる審議・採点をするときや、その他選考委員が必要と認める場合は非公開とします。

ウ 結果の公表

プレゼンテーション・ヒアリングの結果については、応募者に通知するとともに、全ての選考結果について横浜市ウェブサイト上で公表します。

エ 選考委員（五十音順・敬称略）

岡部 友彦（コトラボ合同会社 代表）

日沼 禎子（女子美術大学 芸術学部 教授）

小島 レイリ（芸術・文化コンサルタント）

オ 選考基準

評価項目	評価の視点	配点	配点計
1 基本的な考え方	本公募の趣旨を理解した上で、コンセプトを設定しているか。アウトカムを踏まえた具体的な取組や数値目標が記載された提案となっているか。	20	20
2-1 提案内容	次の内容について、先進的な事業内容であり、具体的かつ実現性・継続性がある優れた提案がなされているか。		
	(1) 事業内容①	【アウトカム：日本を代表する先進的な現代アートの拠点としての横浜のプレゼンスの向上に寄与している】 ・横浜トリエンナーレや国際的なアートフェア等との連携 ・現代アートに関する先進的な取組の実施 ・国内外からの誘客やアートイベント誘致に向けた取組	15
	(1) 事業内容②	【アウトカム：創造性が刺激されるまちづくりに寄与している】 ・駅の中の倉庫を改修した展示場スペースと隣接道路という大空間の効果的な活用 ・みなとみらい21地区を中心とした地上部での事業展開 ・創造性が刺激されるまちづくりへの寄与	15
	(1) 事業内容③	【アウトカム：新たなものや価値が生まれ、発信される実験場となっている】 ・みなとみらい21地区をはじめとした周辺企業との連携 ・国内外のアート関係者や周辺企業の人材をはじめ誰もが気軽に訪れることができる開かれた場とする工夫 ・現代アートと他分野の掛け合わせによる新たなものや価値の創出	15
2-2 提案内容	次の内容について、具体的かつ実現性のある優れた提案がなされているか。		
	(2) 運営計画・組織体制	【アウトカム：自律的な運営による持続可能な拠点となっている】 ・安定的、長期的で実現性の高い内容 ・施設の魅力を維持・向上するための工夫 ・本施設を支える多様な人材の確保・育成に関する取組 ・就労環境などコンプライアンスへの配慮	5
	(3) 施設計画	【アウトカム：自律的な運営による持続可能な拠点となっている】 ・施設への入りやすさを意識した開かれた空間構成とする工夫 ・倉庫を改修した展示場及び隣接道路の特徴・空間を生かした内容 ・各種条件に適合した現実的な取組	15
	(4) 収支計画	【アウトカム：自律的な運営による持続可能な拠点となっている】 ・安定的で実現性の高い内容 ・多様な収入源の確保に向けた取組	5
3 事業主体	本施設の運営に資する実績があるか。	10	10
合計		100	
総計	100点 × 3人	300点	

※ 選考委員会による評価の結果、総計が50%に満たない場合は、運営事業者として選考されません。

5 選考後の手続

(1) 基本協定の締結

ア 基本協定の策定

運営事業者は、横浜市と協議の上、採択された事業提案を基本として、基本協定を締結します。基本協定の締結にあたっては、横浜市と協議を行い、必要に応じて選考委員会の助言を得ます。

基本協定に基づいた事業を5年間実施するものとします。5年目には、4年間に実施した事業の評価等に基づき、運営事業者と横浜市で協議の上、事業期間を2年間延長できるものとします。

なお、運営事業者が、事業計画協定の締結に向けた交渉の過程において、業務遂行の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、選考における第2順位以下の運営事業者と協議を行う場合があります。

イ 費用負担

基本協定策定の協議に必要な書類作成等に要する費用は、運営事業者の負担とします。

(2) 定期建物賃貸借契約の締結

ア 定期建物賃貸借契約の締結

基本協定締結後、運営事業者は横浜高速鉄道株式会社と定期建物賃貸借契約を締結します。

イ 費用負担

定期建物賃貸借契約の締結及び履行に関して必要な費用は、運営事業者の負担とします。

(3) その他

事業開始に必要な許認可申請等については、基本協定締結後、横浜市と協議しながら速やかに実施することとします。なお、当該申請等に伴う費用は、運営事業者の負担とします。

6 その他

運営事業者は、下記事項に留意しながら事業を実施することとします。

(1) 個人情報の保護

本事業を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこととします。

【横浜市個人情報の保護に関する条例】

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00002053.html

(2) 情報の公開の実施

本事業を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨に則り、運営事業者が行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

【横浜市の保有する情報の公開に関する条例】

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000045.html

(3) 守秘義務

業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。事業期間終了後も同様とします。

(4) 近隣への配慮

騒音や美観などに注意し、近隣運営事業者及び住民などに対して十分に配慮し、事業を実施するものとします。

(5) 事故への対応・損害賠償

運営事業者は、事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

ア 運営事業者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、運営事業者においてその損害を賠償する。

イ 事故防止及び事故発生時の対応に備えて、運営事業者は実施する事業の事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告する。

ウ 運営事業者は、損害保険会社により提供されている実施する事業に対応した施設賠償責任保険等に参加し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応する。

なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする。

(6) 苦情・要望

運営事業者は事業の実施にあたり寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(7) 環境への配慮

横浜市環境マネジメントシステムに基づく取組について、積極的に取り組み、協力することとします。

(8) 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合は、次の措置をとるものとします。

ア 運営事業者の責めに帰すべき事由による場合

提案した計画を誠実に履行しなかった場合や、その他事業の継続が困難になった場合、横浜市は基本協定を解除することができる。その場合、横浜市に生じた損害は運営事業者が賠償する。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力など、横浜市及び運営事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合、継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより基本協定を解除できる。

ウ 事業の停止措置をとった後の対応

事業の停止措置をとった後、選考における第2順位以下の運営事業者と、協定等の締結について協議を行うことがある。

(9) 基本協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

基本協定書の解釈に疑義が生じた場合又は基本協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と運営事業者は誠意を持って協議するものとします。

(10) 公租公課

本事業の実施にあたって運営事業者に課せられる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて運営事業者が負担するものとします。

(11) 横浜市暴力団排除条例の遵守

「横浜市暴力団排除条例」の趣旨に則り、運営事業者は適切に本事業を実施するものとします。

【横浜市暴力団排除条例】

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001720.html

(12) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

運営事業者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は、本施策の取組状況を確認するため、運営事業者に対して、事業期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

【横浜市中企業振興基本条例】

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001668.html

(13) その他

その他、公募要項に記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

【問合せ先】

にぎわいスポーツ文化局 文化芸術創造都市推進部 創造都市推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50-10 TEL : 045-671-3868

電子メール : nw-shintakashima@city.yokohama.jp